

香芝市監査委員告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年10月25日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

健康部（保健センター）

第4 監査の実施期間

令和5年9月4日から令和5年9月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 契約の締結については、地方自治法第234条第2項に規定されているように一般競争入札の方法によらなければならない。ただし、地方自治法施行令第16

7条の2第1項各号に規定されている場合のみ随意契約ができるものである。

以上のように、随意契約はあくまでも契約締結時の例外であると認識をされ、安易に随意契約を締結することなく、また、やむを得ず随意契約による場合は、「香芝市随意契約ガイドライン」を遵守し、疑義を生じない手続きにより執行されるよう望むものである。

- (2) 産後ケア事業については、簡易な見積書のとおり漫然と契約するのではなく、費用対効果の検証も含め、委託金額の適性及び委託内容の必要性の確認など、今後の事業展開においては十分な検討のもとに執り行われたい。

また、受益者負担の公平性の観点から、負担金額の適切性の検証も行われたい。